

# 「令和4年12月17日からの大雪」による災害における 放送受信料の免除について

令和4年12月20日

「令和4年12月17日からの大雪」による災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

「令和4年12月17日からの大雪」による災害における放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

## 1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

## 2. 免除の期間

令和4年12月から令和5年1月まで（2か月間）

## 3. 免除の手続き

- ・NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和4年12月20日現在）

新潟県	長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市
-----	------------------